

論文の内容の要旨

論文題目 清末・中華民国前期における近代裁判制度形成過程の研究
——「司法資源」の視角からの考察

氏 名 娜鶴雅

清朝末期から中華民国にかけて、中国の政治・経済・社会は大きく変化した。裁判制度も例外ではなく、伝統的な知県などの地方長官が裁判を含めて統治を行う「行政兼理司法」から裁判所の裁判官による裁判を基本とする近代的な「四級三審制」の導入へと改革が進められていった。しかしながら、司法資源、即ち司法経費と司法人員が不足していたため、改革は清朝政府あるいは中華民国の北洋政府が望むとおりには進展せず、また不徹底に終わった。

清末においては、不平等条約の締結による賠償金、及び賠償金を返済するために借りた外債は、清朝政府の中央財政に大きな負担を与え、さらに地方財政コントロールの力の低下により、光緒 27 年以前から、清朝の中央収支は釣り合わなくなった。民国になると、軍閥が地方に割拠し始め、中央へ納めるべき送金を抑え、直接収入としての関税と塩税が外国によって支配されたため、北洋政府の財政収入は極めて限られていた。それに対し、当時の軍閥割拠による軍事費用などの支出は非常に膨大であった。そこで、北洋政府は絶えず内外債を募集せざるを得ず、しかしながら、莫大な内外債を募っても、軍事費及び政治経費の濫用で、北洋政府の財政収支は変わらず赤字であった。光緒 32 年（1906）に司法改革が始まり、新しい裁判機関、即ち審判庁を設置するために、必要とされる司法経費が莫大であった。しかし、財政赤字に陥った清朝政府はその経済力を持たなかった。審判庁の設置の不完全は当時に各省の一般的な現象であった。民国期に入ってから、莫大な財政赤字を抑えるため、民国 3 年（1914）に北洋政府は大幅に地方司法経費を削減した。それにより、全国の全ての初級審判庁と一部の地方審判

庁が廃止され、審判庁の数は清末よりさらに減らされた。

経費不足の問題のほかに、清末・民国前期の中央政府は、司法改革の過程において人員不足の問題にも直面しなければならなかった。

清朝においては、地方長官が司法裁判を兼ねて行うこと、即ち「行政兼理司法」であったため、司法を専門とする人員はまったく存在しなかった。そこで、清末の最初の司法人員は推薦によって候補官・旧来の官吏などから選ばれとされた。しかし、審判庁が全国に普及されるに従って、必要とされる司法人員数は大幅に増加し、さらに清朝政府は司法官（裁判官と検察官）の重要性を意識してきた。そのため、審判庁の普及に合わせて、司法人員の養成が急速に展開され、かつ宣統年間に司法官試験が行われた。しかし、司法官試験は裁判官と検察官の選抜試験であり、さらに試験の合格者が僅かであったため、設置できた審判庁においては半分以上の司法人員は相変わらずに旧来の官吏であった。民国時代に入り、司法人員の中に旧来の官吏が存在する問題に対し、北洋政府は清末からの留任司法人員を改組し、さらに法を定めて司法官試験で司法官を選抜することとした。北洋政府が四級三審制に照らして各司法機関を設けるつもりであったのであれば、全国に必要とされる司法人員数は清末よりも増員されるべきであったが、民国前期の司法官試験の合格者は清末宣統年間の司法官試験よりさらに少なく、民国前期の司法人員数は極めて不足していた。民国3年（1914）に全ての初級審判庁が廃止されることによって、各県は「県知事兼理司法」へ戻った。それに従って、地方に必要とされる承審員（県知事が事件を取り扱う助役である）の数が上昇し、法に規定された承審員資格を満たすものが不足となることをもたらした。このように、清末から民国前期にかけて、実際に、末端の司法機関において法律知識と実務経験を持っている人員が不足していた。

清末・民国前期における司法資源の不足はさらに当時の裁判手続きに大きな影響を与えた。

清朝の基本的な裁判手続きは、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』によると、事案の決定権はその重要さに応じて異なるレベルの統治機関に属し、即ち、「州」、「県」が第一審であり、笞、杖、枷号の刑を結審することができ、第二審の「府」と第三審の「按察使司」は事件結審の権限がなかったが、第四審の「督撫」（総督と巡撫）は人命に関係しない徒刑を結審することができた。そして、中央の裁判機関としては、「刑部」が人命に関係する徒刑および流刑を結審することができ、死刑事件の場合は、「三法司」によって審理される必要があつて、さらに皇帝の裁可を仰がなければならなかった。州県から、府・按察使司・督撫・刑部・三法司・皇帝まで、決定権を有するレベルのところまで、事案は未決のままに繰り返し覆審を受けて上げてゆき、その中でも、州県から督撫まで、犯罪者及び関係者の身柄も繰り返し上級機関に送らなければならなかった。滋賀はこのような裁判手続きを「必要的覆審制」という名づけた。

清末改革により、裁判機関としての審判庁が従来官僚機構から裁判機能を取り出した。しかし、清朝が終わるまでに、司法資源の不足のため、審判庁は、京師及び各省の省城と商埠しか設置できず。そのため、審判庁の設置状況によって、その裁判手続きは異なっていた。まず、

審判庁が完全に設置された地域（例えば、京師）においては、その裁判手続きが「四級三審制」に従って行われた。次に、審判庁が一部設置された地域（例えば、順天府と直隸）においては、州県の長官が裁判を兼ねて行ったが、県の上級行政機関である府（州県が第一審とする場合）、督撫及び按察使司は司法的機能を失い、新しい裁判機関である高等審判庁（或いは高等審判庁分庁）が第二審として裁判を行った。一方、州県から高等審判庁（或いは高等審判庁分庁）に行く段階では、必要的覆審制の「解審」（下級機関の役人によって犯罪者の身柄を上級機関へ護送すること）が残され、即ち州県は犯人身柄と関係書類などを高等審判庁または高等審判庁分庁へ送付しなければならないこととした。要するに、審判庁が一部設置された地域においては四級三審制と必要的覆審制の二つの裁判手続きが混在して適用されていた。審判庁が完全に設置されなかった地域（例えば、直隸省）においては、相変わらずに「必要的覆審制」に従って行ったが、解審の回数がかかり減らされたため、その裁判手続きは簡略化された。

民国になると、司法資源、特に司法経費の不足を原因とし、北洋政府は全ての初級審判庁と一部の地方審判庁を廃止した。そのため、全国にある審判庁はさらに数を減らし、「県知事兼理司法」の地域が拡大した。そこで、民国前期の司法改革は裁判機関の整備を重視していた。まず、審判庁が廃止された地域の一部に地方審判庁または高等審判庁の支部を設置した。次に、地方審判庁または高等審判庁の支部を設置しなかった地域においては、県知事兼理司法による弊害を抑えるために、県の上級機関である道に高等分庭を設置した。特に県知事のもとで審理した事件をできる限り新型の裁判機関の下に置こうとした。

清末の知県と比べれば、民国前期の県知事の裁判権限は大きくなった。即ち県知事が出した判決に当事者が不服を申し立てないと、その判決は確定判決となり、必要的覆審制のように上級裁判機関に解審する必要がなくなった。そのため、北洋政府は、県知事の司法権限の拡大が司法の公正性を損ねやすいことを配慮したうえ、清末の「覆判制度」を続けて適用した。清末の覆判制度は死刑事件を限って大理院によって覆審を行う制度であり、死刑事件へ慎重に対応するために作り出した救済方法であった。但し、北洋政府の覆判制度は、死刑事件から地方管轄の刑事事件にまで拡大し、さらに上述の事件が県知事の判決を経て上訴しなかった場合に限られたため、北洋政府は覆判制度を借りて裁判を兼ねる行政機関を制限しようとした。

清末・民国前期における司法改革は不徹底であった。旧来の「行政兼理司法」と新しい「四級三審制」との併用として体現された。「四級三審制」は「行政兼理司法」の仕組みを借りて、地方、特に県レベルで行政長官が裁判を行うことによって、審判庁が不完全に設置される問題を解消した。しかし、「行政兼理司法」の存在は、司法が行政から完全に脱出していなかったことを意味し、従来の「四級三審制」が目指していた司法の公正性が維持されにくくなった。それでも、清朝政府及び民国前期の北洋政府は、司法資源の不足という現実を認識したうえで、行政兼理司法を採用せざるを得なかった。同時に、制度の設置と裁判機関の整備を強化し、裁判手続きを通じて行政兼理司法を制限し、それによって司法の公正性を維持するという目的を

達成していた。その中でも、清末においては裁判手続きへの整備という手段を採用し、即ち州県が審理した事件はすべて新型の裁判機関の覆審を受けなければならず、死刑事件の場合はさらに覆判制度の手続きを適用することとした。民国前期においては裁判機関への整備という手段を採用し、即ち新型の裁判機関の支部を広範に設置し、県知事の判決を不服した事件はできる限り新型の裁判機関によって第二審として審理されることとした。そして、県知事の判決に対して上訴しない地方管轄の事件の場合は覆判制度の手続きを適用することとなった。

従って、清末から民国前期にかけて、清末の清朝政府また民国前期の北洋政府は近代裁判制度形成の意欲があった。しかし、司法資源が不足していたため、当時の司法改革はとても不徹底であった。その不徹底性は、裁判手続きからみれば、旧来の行政兼理司法と新しい四級三審制との併用から体现された。しかし、行政兼理司法の存在は司法の公正を脅かしており、そこで、清末の清朝政府また民国の北洋政府は裁判手続き及び裁判機関の整備を行って司法の公正を維持しようとした。

小論では、清末・民国前期の裁判制度について制度の面から検討したが、実務の面に触れていない。そのため、省の档案資料を利用し、省において当時の司法経費の状況や、裁判官とその他のスタッフの給与基準と業務基準や、裁判手続きの運用などを明にし、地方の裁判制度の実態を解明することは今後の課題としたい。そして、近代以来の中国の司法改革は近代と伝統との妥協をしつつある過程においてその進めを解明するため、北洋政府以後、即ち国民党政権期から人民共和国初期及び接收期の台湾は如何に司法資源の問題を解決したのか、行政兼理司法の廃止と四級三審制の樹立が如何に実現されたのかについて検討しなければならない。そのため、この点も今後の課題としたい。さらに、清末から民国前期にかけて民事事件の手続きについても今後の研究したい。